

重要な事項等のご説明（重要事項等説明書）

引受保険会社：エイチ・エス損害保険株式会社

この「重要な事項等のご説明（重要事項等説明書）」では、国内旅行総合保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、お申し込みください。

保険契約者と被保険者が異なる場合は、記載の内容を被保険者の方全員に必ずご説明ください。

【契約概要】 保険商品の内容をご理解いただくための事項

【注意喚起情報】 ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。本説明書は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款・特約をご参照ください。また、ご不明な点については、エイチ・エス損保までお問い合わせください。

用語のご説明

主な用語のご説明は次のとおりです。

普通保険約款	基本となる補償内容と契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
特約	普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
保険契約者	保険契約の申し込みをされた方をいいます。保険契約者は保険契約上のさまざまな権利を有すると同時に、保険料支払義務をはじめとした義務を負います。
被保険者	保険の対象となる方または補償を受ける方をいいます。
保険金	事故が生じた場合に、当社がお支払いする金銭をいいます。
保険金額	ご契約金額をいい、事故が生じた場合にお支払いする保険金の限度額のことをいいます。
保険料	保険契約に基づいて、保険契約者にお支払いいただく金銭をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
日本国内旅行中	保険期間（保険のご契約期間）中で、かつ被保険者が、国内旅行の目的をもって住居を出発してから住居に到着するまでの旅行行程中をいいます。

I. 契約締結前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み

【契約概要】

国内旅行総合保険は、傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約および各種特約をセットした保険です。日本国内旅行中に急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者がケガをしたときなどに保険金をお支払いするものです。

基本となる補償（普通保険約款および特約）

基本となる補償は次のとおりです。これらの補償をセットした「契約タイプ」でのお取り扱いとなります。

傷害保険普通保険約款 (国内旅行傷害保険特約付帯)		救援者費用等補償特約 (国内旅行傷害保険用)
死亡保険金	後遺障害保険金	賠償責任危険補償特約 (国内旅行傷害保険用)
入院保険金	手術保険金	
通院保険金		携行品損害補償特約※ (国内旅行傷害保険用)

※「携行品損害補償特約」のセットされた契約タイプと、セットされていない契約タイプがあります。契約タイプを選択することで補償の有無を選ぶことができます。

2. 基本となる補償

【契約概要】【注意喚起情報】

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いできない主な場合の内容は、次のとおりです。

詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	<p>日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合</p> <p>⇒死亡・後遺障害保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。</p> <p>(注) 既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った後遺障害保険金を差し引いた額をお支払いします。</p>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ○自殺行為・犯罪行為または闘争行為 ○無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用した運転中のケガ ○脳疾患、疾病、心神喪失 ○妊娠・出産・早産・流産 ○戦争、革命などの事変 ○地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ○放射能汚染 ○むちうち症、腰痛などで医学的 他覚所見のないもの ○山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、およびロッククライミング等をいいます。）、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ ○自動車等の乗用具による競技・試運転・競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ <p>…など</p>
後遺障害保険金	<p>日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合</p> <p>⇒後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。</p>	
入院保険金	<p>日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合</p> <p>⇒入院の日数に対して1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に限ります。</p> <p>(注) 入院保険金が支払われる期間中、別の急激かつ偶然な外来の事故により新たにケガをしても入院保険金は重複してはお支払いできません。</p>	
手術保険金	<p>日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、その治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において約款所定の手術を受けた場合</p> <p>⇒入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍、入院中以外に受けた手術の場合は入院保険金日額の5倍をお支払いします。ただし、1事故について事故の発生の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。</p>	
通院保険金	<p>日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含み、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領のためのものは含みません。）した場合。通院をしない場合でも、骨折、脱臼、靭（じん）帯損傷等の傷害を被った約款所定の部位を固定するために（被保険者以外の）医師の指示によりギプス等を常時装着したときはその日数について通院とみなします。</p> <p>⇒通院の日数に対して1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に限り90日を限度とします。</p> <p>(注) 入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、別の急激かつ偶然な外来の事故により新たにケガをしても通院保険金は重複してはお支払いできません。</p>	
救援者費用等保険金(救援者費用等補償特約)	<p>①日本国内旅行中に搭乗している航空機または船舶が行方不明または遭難した場合</p> <p>②日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なことが警察などにより確認された場合</p> <p>③日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して14日以上入院した場合</p> <p>⇒保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した次の費用をお支払いします。ただし、救援者費用等保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捜索救助費用 ・現地への交通費（1往復分の運賃で救援者2名分限度） ・現地での宿泊料（救援者2名分かつ1名について14日分限度） ・現地からの移送費用 ・諸雑費（3万円限度） <p>(注) 他の保険契約または共済契約から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p>	

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任保険金 (賠償責任危険補償特約)	<p>日本国内旅行中に誤って他人にケガをさせたり、他人のものを壊すなどして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合</p> <p>⇒ 1回の事故について、賠償責任保険金額を限度に損害賠償金の額をお支払いします。また、エイチ・エス損保の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁・和解・調停に要した費用などもお支払いします。</p> <p>(注1) 賠償金額の決定には、事前にエイチ・エス損保の承認を必要とします。</p> <p>(注2) 他の保険契約または共済契約から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険契約者または被保険者の故意 ○ 職業上の行為に関する賠償責任 ○ 受託物に対する損害賠償責任 (宿泊施設の客室に与えた損害を除きます。) ○ 航空機、船舶 (水上バイクを含みます。)、車両 (ゴルフカート、レンタカーを含みます。)、銃器の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 ○ 同居の親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 <p>…など</p>
携行品損害保険金 (携行品損害補償特約)	<p>※契約確認書の携行品保険金額欄に保険金額の表示がある場合に限り補償の対象となります。</p> <p>日本国内旅行中の偶然な事故により、携行品 (通貨・乗車船券・宿泊券、衣類、カメラなど) に損害が生じた場合</p> <p>(注) 携行品には、有価証券、預貯金証書、定期券、クレジットカード、船舶、自動車、山岳登山中の登山用具、コンタクトレンズ、義歯等を含みません。</p> <p>⇒ <u>携行品 1 個 (1 点、1 組または 1 対) あたり 10 万円 (乗車券・通貨等の場合は 5 万円) を限度</u>として、時価額または修理可能な場合は修理費のいずれか低い額をお支払いします。ただし、携行品損害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。また、損害の防止または軽減に要した費用、損害賠償請求権の保全手続費用についてもお支払いすることができます。</p> <p>(注1) 1回の事故ごとに 3,000 円 (自己負担額) をご自身で負担する必要があります。</p> <p>(注2) 他の保険契約または共済契約から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ○ 無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用した運転中の事故 ○ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ○ 戦争、革命などの事変 ○ 放射能汚染 ○ <u>携行品の置き忘れ、紛失</u> ○ 携行品の欠陥または自然の消耗、性質による変質・変色 ○ 単なる外観の損傷 ○ 差し押え・没収等の公権力の行使 (火災消防・避難処置としてなされた場合は支払いの対象となります。) ○ 被保険者が所有していない物 (会社所有のパソコン等) の損害 <p>…など</p>

3. オプションの補償

【契約概要】

この保険ではオプションの補償はありません。ただし、契約タイプを選択することで「携行品損害補償」の有無を選ぶことができます。

4. 補償重複

【注意喚起情報】

補償内容が同種の保険契約を既に締結している場合には、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、ご契約の要否をご判断いただいたうえでご契約ください。

5. 保険金額の設定

【契約概要】

保険金額の設定については、次の点にご注意ください。

- 実際にご契約いただくお客様の保険金額については、保険契約申込画面でご確認ください。
- 各保険金額には、引受けの限度額があります。死亡・後遺障害保険金額は、被保険者の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。なお、次のいずれかに該当する場合は、死亡・後遺障害保険金額は、他の保険契約等と合算で、それぞれ 1,000 万円が限度となります。
 - ① 被保険者が保険期間の初日において満 15 歳未満の場合
 - ② 保険契約者と被保険者が異なる場合

6. 保険期間および補償の開始・終了時期

【契約概要】【注意喚起情報】

- 保険期間：旅行期間（国内旅行の目的をもって住居を出発してから住居に到着するまで）にあわせて設定してください。この保険の保険期間は最長7日までとなります。
- 補償の開始：保険期間の初日の午前0時以降で、国内旅行の目的をもって住居を出発したときに開始します。
- 補償の終了：保険期間の末日の午後12時。ただし保険期間内であっても住居に到着した時点で保険は終了します。

7. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

①保険料決定の仕組み 【契約概要】

保険料は、保険金額、保険期間等によって決定します。

②保険料の払込方法 【契約概要】【注意喚起情報】

インターネット契約における保険料の払込方法は、エイチ・エス損保の指定するクレジットカードにより保険料を払い込むクレジットカード払（一括払い）に限ります。

③保険料の払込猶予期間等の取扱い 【注意喚起情報】

この保険には、保険料の払込猶予期間はありません。

8. 満期返戻金・契約者配当金

【契約概要】

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

II. 契約締結時におけるご注意事項

1. 告知義務（契約締結時における注意事項）

【注意喚起情報】

保険契約者または被保険者にはご契約締結時に次の①から④までの告知事項について事実を正確に告知いただく義務がありますので、内容を確認のうえ正しくご入力・ご回答ください。

ご注意！ 保険契約申込画面の入力内容や回答内容が事実と異なっている場合には、保険金をお支払いできないことやご契約を解除することがあります。

告知事項	①生年月日（年齢）	③過去の請求事故等
	②居住地・アクセス元	④他の保険契約等

(※) それぞれ被保険者ごとに告知いただきます。

2. クーリングオフ（お申し込みの撤回または解除）

【注意喚起情報】

保険期間が1年を超えるご契約で所定の要件を満たす場合には、クーリングオフ（お申し込みの撤回または解除）を行うことができますが、この保険は、保険期間1年以下（最長7日）のお申し込みに限られますので、クーリングオフの対象とはなりません。

3. 死亡保険金受取人の指定について

【注意喚起情報】

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

III. 契約締結後におけるご注意事項

1. ご注意事項

保険契約者の住所などを変更する場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなりますので、必ずご連絡ください。

2. 解約と解約返戻金

【契約概要】【注意喚起情報】

ご契約を解約される場合は、エイチ・エス損保までご連絡ください。ご契約内容、解約時の条件に基づき、約款所定の方法により計算した額を解約返戻金としてお支払いします（日割により計算した保険料を返戻するものではありませんのでご注意ください）。

ご注意！ 解約返戻金は払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となりますのでご注意ください（解約返戻金がない場合もあります。）。

3. 被保険者からの解約

【注意喚起情報】

被保険者からのお申し出によりご契約を解除できる場合があります。詳細については、エイチ・エス損保までお問い合わせください。また本内容については、保険契約者から被保険者全員にご説明いただきますようお願いいたします。

IV. その他ご留意いただきたいこと

1. 取扱代理店の権限

【注意喚起情報】

取扱代理店はエイチ・エス損保との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって取扱代理店と有効に成立したご契約は、エイチ・エス損保と直接契約されたものとなります（媒介業務を行う取扱代理店の場合は、保険契約締結の媒介のみを行っています。本契約サイトにおいて有効に成立した契約は、エイチ・エス損保と直接契約されたものとなります。）。

2. 保険会社破綻時の取扱い

【注意喚起情報】

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返戻金の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があります。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、保険金、返戻金等は原則として80%（破たん前および破綻から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

3. 個人情報の取扱いについて

【注意喚起情報】

本保険契約に関する個人情報は、エイチ・エス損保が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、エイチ・エス損保が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります（商品やサービスには変更や追加が生じることがあります）。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、国内外の業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。詳しくはエイチ・エス損保ホームページをご参照ください。

○契約等の情報交換について

エイチ・エス損保は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

エイチ・エス損保は、本保険契約に関する個人情報を、国内外の再保険引受会社に提供することがあります。

4. 重大事由による解除について

次の事由があるときは、保険金をお支払いできないことやご契約を解除することがあります。

- ①保険金を支払わせることを目的として事故を生じさせ、または生じさせようとした場合
- ②詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められる場合
- ④複数の保険契約に加入することで保険金額の合計が著しく高額となる場合
- ⑤上記のほか、①から④と同程度にエイチ・エス損保の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

5. 事故が起こったとき

(1) まずはご連絡ください

この保険の対象となる事故が発生した場合には、契約完了後に表示される「契約確認書」画面でご案内するエイチ・エスサポートセンター、またはエイチ・エス損保まで、ケガの状況、事故の内容等を 30 日以内にご通知ください。

ご注意！ 正当な理由がなくご通知のない場合、保険金を削減してお支払いすることがあります。

賠償事故が発生した場合で、被害者（相手側）との間で賠償額を決定（示談）する場合には、必ず事前にご連絡ください。

ご注意！ エイチ・エス損保の承認のない賠償額の決定（示談）をした場合、保険金を削減してお支払いすることがあります。

(2) 保険金請求の手続きについて

事故のご連絡をいただいた場合には、エイチ・エス損保より、保険金請求に際してご提出いただく書類や請求できる保険金の種類など、保険金請求手続きに関してご案内します。

(3) 保険金の支払時期について

被保険者または保険金受取人が保険金請求の手続きを完了した日（請求完了日）から 9 営業日以内に保険金の支払い手続きをとります。

ご注意！ 特別な調査が必要な場合は、請求完了日からお支払いするまでの期間を 9 営業日よりも延長することがあります（この場合には被保険者等にあらかじめ通知します。）。

(4) 時効について

保険金請求権については時効（3 年）があります。保険金請求権の時効の起算点は、補償項目によって異なります。例えば、死亡保険金の場合は、被保険者が死亡した時が時効の起算点となります。

(5) 代理請求人制度について

代理請求人制度とは、被保険者本人が保険金を請求できない事情がある場合等、特別な事情がある場合に、代理人による保険金の請求ができる制度です。詳しくはエイチ・エス損保までお問い合わせください。

窓口一覧

エイチ・エス損害保険

☆ご契約に関するお問い合わせ

【連絡先】 エイチ・エス損害保険 インターネット契約デスク
0120-935-301（通話料無料）
受付時間：10:00～18:00（土日・祝日・年末年始を除く）
メールアドレス webdesk@hs-sonpo.co.jp

☆当社への相談・苦情・お問い合わせ

【連絡先】 エイチ・エス損害保険 お客様相談室
0120-937-836（通話料無料）
受付時間：9:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）

事故のご連絡・保険金のご請求について

☆はじめて事故のご連絡をいただくお客様

【連絡先】 エイチ・エス サポートセンター
0800-100-5503（通話料無料）
受付時間：24 時間 365 日

☆ご連絡済みの事故に関する保険金請求等のお問い合わせのお客様

【連絡先】 エイチ・エス損害保険 損害調査サービス部
0120-123-716（通話料無料）
受付時間：9:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）

※IP 電話等一部ご利用いただけない場合があります。

指定紛争解決機関 **【注意喚起情報】**

エイチ・エス損保は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。エイチ・エス損保との間で問題を解決できない場合には、日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

日本損害保険協会 そんぽ ADR センター

電話番号 0570-022808 [ナビダイヤル]

受付時間：9:15～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）

詳しくは、日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）